



介護保険負担限度額認定証の更新時期です

☎ 保健福祉課 介護保険係 ☎476-1111 (141)

現在、介護保険負担限度額認定証を利用している方は、有効期間が7月31日までです。

引き続き施設サービスを利用される方は、改めて申請が必要になりますので、お忘れなく申請してください。

【介護保険負担限度額認定制度とは】

介護保険施設に入所中(ショートステイ含む)の方の食費・居住費について、ご本人の自己負担が原則となっていますが、食費・居住費が過重な負担にならないように所得に応じた低額の負担限度額を設ける制度です。

(例) 本人および世帯全員が住民税非課税で、合計所得金額と課税年金収入額と非課税年金収入額の合計が80万円超120万円以下の方

【入所施設での食事代】 基準額:1,445円/日→

介護保険負担限度額認定適用:650円/日



【提出書類】 ・介護保険負担限度額認定申請書

・本人及び配偶者が所有する全ての預貯金等の通帳の写し

【提出先】 保健福祉課介護福祉係及び野方支所



ハンセン病問題を正しく理解していますか？

☎ 保健福祉課 健康増進係 ☎476-1111 (131・132)

ハンセン病問題に対する解決の促進を図るために、県では「ハンセン病問題を正しく理解する週間」を定めています。

誤った隔離政策によって、強制的に隔離され、ご本人だけでなく、ご家族も偏見や差別を受け、多くの方々のかげがえのない人生が奪われました。

病気が治っても家族の元へ帰れず、社会復帰が難しい状況にあり、今もなお、多くの方々が、療養所での生活を余儀なくされています。

長い間、偏見や差別に苦しめられたハンセン病であった方々や家族が、平穩に安心して生活できる地域づくりのために、また、二度とこのような悲しい歴史を繰り返さないために、私たち一人ひとりがハンセン病問題とは何かを正しく理解することが大切です。

ハンセン病問題を正しく理解する週間

令和4年

6月19日(日)～6月25日(土)

【ハンセン病問題に関する知識】

- ハンセン病は、らい菌によっておこる感染症で、遺伝病ではありません。らい菌の感染力は弱く、非常にうつりにくい病気です。また、早期発見と早期治療により、短期間で完治する病気です。わが国に感染源となるものはほとんどありません。
- 現在、ハンセン病療養所に入所中の方で、ハンセン病の方はいません。ハンセン病であった方々の身体の変形は、診断や治療が遅れたことによる後遺症です。
- 国は平成8年の「らい予防法」廃止まで、この隔離政策をとり続けました。長年にわたるこの隔離政策などにより、ハンセン病は怖い病気という誤った考えが定着し、そのことが様々な偏見・差別や人権侵害を引き起しました。

昭和24年頃には、特効薬で完治するようになりましたが、偏見や差別が解消されることはありませんでした。ハンセン病元患者やご家族の方々は、今も根強く残る偏見・差別に苦しんでおられます。

- 令和元年11月に「ハンセン病元患者家族に対する補償金の支給等に関する法律」が施行され、対象となるハンセン病元患者のご家族に補償金が支給されます。詳細は、厚生労働省ホームページか、窓口(03-3595-2262)にお問い合わせください。